

議案第九〇号

三朝町民会館使用料条例の廃止について

三朝町民会館使用料条例を次のように廃止するものとする。

昭和三十七年十二月二十五日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和三十七年十二月二十五日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三朝町民会館使用料条例廃止条例

三朝町民会館使用料条例(昭和三十年三朝町条例第二号)は廃止する。

附 則

この条例は公布の日から施行する。